

会 議 録

| | |
|------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 第1回 市立枚方宿鍵屋資料館教育委員会指定管理者選定委員会 |
| 開 催 日 時 | 令和元年7月8日(月) 18時00分から 19時20分まで |
| 開 催 場 所 | 枚方市役所別館 4階 特別会議室 |
| 出 席 者 | 会長：相模太朗 副会長：服部純子 委員：井上ひろ美、川畑薫、高田照世 |
| 欠 席 者 | なし |
| 案 件 名 | <p>【案 件】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p> <p>(3) 市立枚方宿鍵屋資料館指定候補者選定について</p> <p>①市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>②市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p>③市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定基準について</p> <p>(4) その他</p> |
| 提出された資料等の名 | <p>資料1 諮問書(写し)</p> <p>資料2 委員名簿</p> <p>資料3 市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>資料4 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項(案)</p> <p>資料5 市立枚方宿鍵屋資料館管理運営業務基本仕様書(案)</p> <p>資料6 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定基準(案)</p> <p>資料7 市立枚方宿鍵屋資料館条例</p> <p>資料8 市立枚方宿鍵屋資料館条例施行規則</p> <p>資料9 市立枚方宿鍵屋資料館利用料金に関する規則</p> <p>資料10 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋) / 枚方市情報公開条例(抜粋)</p> <p>資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例</p> <p>資料12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則</p> <p>資料13 地方自治法(抜粋・第244条の2)</p> |
| 決 定 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長に相模委員を、副会長に服部委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への提出資料は資料2の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公開することについて決定 |

| | |
|-----------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項（案）及び基本仕様書（案）について、原案のまま確定することを確認 ・市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定基準（案）について、原案のまま確定することを確認 |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | <p>非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市情報公開条例第5条第(6)号の規定による非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。 |
| 会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 本委員会の答申後に公表 |
| 傍聴者の数 | — |
| 所管部署 (事務局) | 社会教育部 文化財課 |

審 議 内 容

(事務局) それでは、ただいまから、第1回市立枚方宿鍵屋資料館教育委員会指定管理者選定委員会を開会します。本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し枚方市教育委員会から諮問書が提出されております。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

委員の皆様におかれましては、教育委員会の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。本日を第1回とし、御答申をいただきますまで、全4回御審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。

それでは、次に配付の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料はお手元の紙ファイルに綴らせていただいております。

まず最初に、本日の委員会の次第を記した紙が1枚ございます。次に、**資料1**から**資料13**といたしまして、それぞれ該当の資料番号をインデックスで表示しております。また、紙ファイルとは別に、「指定管理者選定委員の開催日程(案)」というA4横長、1枚ものの日程表と、「参考資料1～4」を別途お配りしております。

資料は以上ですが、配付漏れ等はございませんでしょうか。

案件(1) 会長、副会長の選任について

(事務局) それでは、案件を御審議いただきたいと思います。まず、「案件(1) 会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会のこれまでの例に習い、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の相模太郎委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局) ありがとうございます。それでは、会長に相模太郎委員、副会長に服部純子委員を選任いただくことをご承認いただきました。恐れ入りますが相模委員、服部委員は会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(会長) ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。本委員会は、指定管理者の選定を適正に行うため「市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議、及び答申をするために構成されたものでございます。会議の進行に

当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

以上、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

(副会長) ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、以降は相模会長に、委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

案件(2) 委員会の運営について

(会長) それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。

まず、「案件(2) 委員会の運営について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。今後、本委員会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開、次に、会議録の作成方法と公開・非公開、次に、会議資料の公開・非公開、の3点についてご決定いただきたいと思いますと考えております。

お手元にお配りしています、資料10「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」(抜粋)をご覧ください。

この規定は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第3条の(2)、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には資料の裏面をご覧ください。本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第5条第1項第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過がわかるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、A委員、B委員、C委員と表記させていただいてはどうかと考えております。なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公開する取り扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿についてでございますが、資料2をご覧くださいませう。

か。委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では、公表している現状がございますことから、事務局としましては、**資料2**に記載されている程度で、委員名とご職業を公表したいと考えております。なお、公表した場合、応募者が委員に接触する問題が生じる可能性があります。接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定したいと考えております。

以上でございます。

(会長) ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

(なし)

(会長) よろしいですか。ではご質問、ご意見等ないようですので、それでは、お諮りいたします。

本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公開とすることとし、ただし、委員名簿については、氏名、職業について公表する。これでご異議ないでしょうか。

(異議なしの声)

(会長) よろしいですか。ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。よって、本件について、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

次に、委員会の日程等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。お手元の「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」という資料をご覧ください。A4サイズの1枚ものの横長の資料で、机に置かせていただいているものでございます。公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくために、4日間の日程で開催いただいております。

本日は第1日目として、この後、**資料3**の施設の概要及び管理運営状況について、説明させていただきます。その後、**資料4**の募集要項(案)、**資料5**の仕様書(案)について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

続きまして、**資料6**の選定基準(案)についてご説明いたします。この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様からご意見をいただいた際の基準となるものでございます。これにつきましても、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定いただければと考えております。

また、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、7月16日からホームページ等で配付を行い、説明会、質疑応答などを経まして、8月5日から応募書類の受付を行う予定となっております。

また、第2回、次回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が、本市が求める要求事項を満たしているかをご確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について、ご審議いただきたいと考えております。

続きまして、第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第4回の委員会で採点結果をご報告いたしまして、委員の皆様からの合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。

す。お手元にお配りしています参考資料1をご覧ください。A4用紙、1枚ものの資料でございます。

まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るためのひとつの形態として、現在、21施設57箇所において、指定管理者による運営を行っております。従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほどお願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市教育委員会に答申していただくものでございます。本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに5名体制で合議体を構成するものとしております。

裏面をご覧くださいますようお願いいたします。

本委員会の諮問対象である「市立枚方宿鍵屋資料館」の選定内容について、記載しております。資料の表、左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、本施設（市立枚方宿鍵屋資料館）における選定内容を、また、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記しております。

上からまいりまして、まず、本施設の選定方法としましては、指定管理者を「公募」とすることとしております。次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、市立枚方宿鍵屋資料館につきましても、5年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、前回選定時、平成26年度と同様、指定管理料・利用料金制の併用といたします。これは指定期間中、本市から指定管理者に対し、提案された指定管理料を毎年度支払うとともに、施設の利用料金を指定管理者自身の収入とすることができる利用料金制により、管理運営に要する経費の一部を賄うものでございます。なお、利用料金制の導入により、本市の歳入等収納業務の効率化、また、指定管理者の経営努力、創意工夫が促進できるものと考えております。

以上が、本施設の選定に際しての基本的な事項でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

(会長) 事務局からの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

(なし)

案件(3) ①市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況について

(会長) それでは、次の案件に移ります。「案件(3)の①市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況について」を議題とします。

本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは説明させていただきます。資料3市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況についてをご覧ください。

1. 開設経過ですが、本市において平成7年の歴史街道モデル事業の一つとしてモデル事業地域に指定され、これに基づき枚方歴史街道計画整備プランを策定し、そのメインスポットとして鍵屋資料館は平成13年の7月に開館し、歴史文化学習の拠点となっております。開館後の管理運営は枚方文化観光協会に委託し、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、同じく枚方文化観光協会が指定管理業務を行っております。

次に、2. 施設の概要ですが、名称、所在地、施設内容等は表のとおりでございます。主な施設としては主屋と、別棟と蔵でございます。

3. (1) 枚方宿・鍵屋の歴史でございますが、枚方は、京と大阪の中間に位置し、交通の要衝として賑わいました。豊臣秀吉が築堤した文祿堤を契機として、徳川家康により街道が整備され、江戸時代初期に枚方宿が成立しました。鍵屋は枚方宿の歴史を今にとどめる数少ない貴重な歴史遺産でございます。

次のページ(2) 鍵屋の特色をご覧ください。鍵屋の特色としまして、主屋は、京街道に面し枚方宿を代表する町家であり、19世紀初頭の町家建築でございます。市の有形文化財に指定しており、鍵屋全体の敷地を本市の史跡に指定し、建物そのものを展示物として公開しております。別棟は昭和初期の建築で、(3)の展示構成②をご覧ください、1階の各部屋、AからEでは、近世の枚方宿や淀川水運に関する展示を行っております。2階は63畳敷の大広間があり、各種のイベントを開催しております。

歴史文化学習の拠点としての資料館活動の他、近代和風建築の別棟大広間を利用しての食事の提供や大広間茶屋の開催などの自主事業を行っており、枚方宿の観光拠点になっております。

次に、入館者数でございますが、3ページの4. 利用状況をご覧ください。枚方文化観光協会は自主事業で船会社と連携して春と秋に淀川舟運イベントを行っており、大勢のお客様にご来館いただいておりますが、平成29年度は台風による淀川の増水の影響で、舟運が中止になることも多く、また、平成30年度は大阪北部地震の影響もありまして、ここ2年度は若干減少しておりますが、おおむね1万2,000人～1万3,000人で推移しております。

次に、4ページをご覧ください。直近3カ年の収支状況でございます。平成30年度実績の収入合計(a)の2,268万9,639円、支出合計(b)が2,148万2,778円、収支差額(a-b)が120万6,861円となっております。

以上、簡単ではございますが、資料3 鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況についての説明とさせていただきます。

(会長) ただいまの説明について委員の皆様から御質問、御意見ございませんか。

(A委員) すみません。よろしいですか。

(会長) お願いします。

(A委員) 今の4ページの収支状況のところ、収入のほうですけれども、参加費収入と自主事業収益というのがあるんですが、この違いは何でしょうか。

(事務局) 参加費収入は、指定管理の仕様の中で実施していただきと提示している事業の分の収入でございます。自主事業収益は、先ほど申し上げた舟運等の分で、指定管理者が自主的に行っている事業の収益になっております。

(A委員) 参加費収入は枚方市のほうからお願いした仕事に対する収入ということですよ。

(事務局) はい、そうです。
(A委員) これは指定管理者の収入に入れてもいいということなんですね。
(事務局) はい、そうです。
(会長) 他に何かございませんか。よろしいですか。

案件(3) ②市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会長) それでは、次に移ります。「案件(3)の②市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。

本件について、まず、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料4市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項(案)及び、資料5市立枚方宿鍵屋資料館業務基本仕様書(案)に基づき、ご説明いたします。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといったルールや手順を記載した書類となります。また、基本仕様書につきましては、本市が当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。先ほど説明いたしましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆様からの御意見等をいただき、市におきまして内容を決定し、公募の手続を進めてまいりたいと考えております。それでは、内容の説明に入らせていただきます。

まず、指定管理者募集要項についてご説明いたします。資料4をご覧ください。2ページの1. 対象施設の概要については、先ほどご説明しましたとおりです。2. 業務の範囲・内容については3ページに項目を挙げていますが、詳しい内容につきましては、後に仕様書の中でご説明いたします。

4ページをご覧ください。4. 指定の期間は5年間で令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日でございます。

5. 提案上限額は5年度分で1億2,435万8,000円としております。ここで、提案上限額の積算について説明させていただきます。

参考資料2、A3の表をご覧ください。網掛けしている行が2箇所あり、上段が収入、その下が支出の部となります。表の左の列には科目、その右の列に前回平成26年度選定時の積算額と積算根拠、中ほどに今回平成31年度選定時の積算額と積算根拠、右側に前回との増減額、その増減の要因を記載しています。

まず、中ほどの網掛け、支出の部からご説明いたします。基本的な考え方としまして人件費については、現指定管理者の実績及び市の職員単価を参考に積算しています。

人件費の増減額を見ていただきますと、前回から363万1,970円増額しております。増減額の内訳については、人件費の下の表に掲載しています。今回、鍵屋資料館を安定的に運営していくため、人員配置や雇用条件等の見直しを行いました。この中で総括責任者については週5勤務の常勤職員とすることを義務付けたため、基本給、社会保険料含めて約270万増加しております。表の左の科目、運営管理2とその3行下の(社保)の部分になります。また、アルバイト職員についても、ここ数年、最低賃金の上昇が著しいことから、今後5年間の賃金上昇分を見込んだところ、約100万増加しております。この他全ての職員の賃金についても今後5年間の上昇を見込んだ積算としております。一方、仕様の見直しにより業務の効率化をはかることで、開閉館作業は不要としております。

物件費については、現指定管理期間（平成 27 年度～31 年度）の実績（平成 27・28・29・30 年度）において、支出が概ね適正であると考えられることから、平成 27～30 年度の平均金額とします。

増減額の大きいところとして、委託料 88 万 6,010 円の減額になっていますが、保安業務、これは土日祝に人通りの多い資料館前の京街道の安全確保のため警備員の配置を求めているものですが、これについて必要に応じて配置するよう仕様を見直しております。

修繕費については、前回と同様に一律年間税込みで 80 万円とし、不要額については年度末に精算することとしております。

また、今回から資料購入・保存修復費についても、一律年間税込みで 16 万 5,000 円とし、余剰額については年度末に精算することとしております。資料購入については、前回まで、備品購入費として算定しておりました。しかし、指定管理料で備品等を購入した場合、その備品は指定管理者の所有となるとの解釈が一般的であり、資料等を備品費で購入したものの帰属については、協議することとしておりました。今回から展示収蔵資料について、いわゆる備品とは分けて位置付け、指定管理料により展示収蔵資料を購入した場合においても、その資料については教育委員会に帰属するものとししました。展示収蔵資料の収集は鍵屋資料館の事業の核となることから、このように整理いたしました。積算金額については平成 27～30 年度の実績から一律年間税込み 16 万 5,000 円としております。

次に、今回、新たに設定した管理費についてご説明いたします。表の下から 4 行目になります。ただいまご説明いたしました人件費・物件費については、鍵屋資料館を運営するに当たり必要な直接経費について算定しております。実際は、指定管理者側には本社経費などの間接経費が必要となります。今回の指定管理者選定に当たり、現在の指定管理者を含め、大阪府内の資料館や類似施設で指定管理業務を実施している事業者計 6 社にサウンディングを実施しましたが、どの団体も一定の管理費は必要との回答でした。管理費について検討した結果、当課の所管の団体であった公益財団法人枚方市文化財研究調査会（平成 30 年度末に解散いたしました）の基準を参考に算定しております。経費合計に管理費を上乗せし、それに消費税を掛けた額 2,757 万 1,581 円が管理運営にかかる経費の合計です。

次に、収入の部についてご説明いたします。鍵屋資料館は利用料金制度を適用しておりますが、今回、鍵屋資料館条例の一部改正を行い、利用料金（入館料）の上限額を変更いたしましたので、そのご説明をさせていただきます。[資料 4](#) の 7 ページをご覧ください。歴史学習の場としての資料館また教育的な面から、その効果や他市の資料館や博物館の状況などを踏まえながら検討を加えた結果、小学生・中学生を現行の 100 円から無料に、高校生・大学生は現行の 200 円から 100 円に、また障害者を現行 100 円から無料に、合わせて介助者を無料に変更いたしました。

[参考資料 2](#) に戻っていただいてご説明いたします。入館料についてです。上段、収入の部の入館料の平成 31 年選定時の積算根拠をご覧ください。1 万 2,300 人とあります。平成 27～30 年の平均利用者数は 1 万 2,175 人であり、小学生・中学生を無料にすることにより、親子での利用の増加を見込みまして、目標年間入館者数を 1 万 2,300 人と設定しております。このうち有料の大人が平成 27～30 年の 4 年間の平均 78% ですので、1 万 2,300 人×78%×200 円で 191 万 8,800 円の利用料金収入を見込んでおります。

また、事業収入見込みにつきましては、参加費収入として平成 27 年～30 年度実績の平均額

から年間 54 万 9,595 円を見込んでおります。これは指定管理者が仕様書に基づいて実施する講座やイベントの参加料を想定しておりますが、これとは別に、自主事業についても収益が見込まれる場合は、その収益の全部または一部を管理運営経費から差し引く提案ができるようにしております。算定に当たっては、平成 27～30 年度実績の平均額から年間 23 万 866 円を見込んでおります。以上、収入見込みの 270 万 160 円を管理運営経費、2,757 万 1,581 円から引いた 2,487 万 1,421 円の 5 倍の額で、1 億 2,435 万 8,000 円を 5 年間の指定管理料の限度額としております。

5 ページにお戻りください。5 ページの 8. 展示収蔵資料についてですが、先ほど算定根拠の説明でお話しましたように、7. 備品についてと分けて定義しております。10. 提案に当たっての確認事項についてですが、提案に当たっての要求事項に対する確認事項を 5 ページから 7 ページにかけて掲げております。これは後ほどご説明します資料 6 指定管理者選定基準の内容と同じものです。

次に、7 ページ、12. 経理に関する事項の (1) 利用料金についてですが、利用料金表に掲げる金額を超えない範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができます。次に 8 ページ (2) 自主事業、をご覧ください。「仕様書に基づいて実施する指定管理事業の他に、鍵屋資料館の設置目的に沿った内容の自主事業を実施することができます。」としております。これは、主屋の和室・別棟の大広間等、和風建築の特性を活かしたイベント、枚方宿や観光の観点からの自主事業を想定しています。今回、指定管理事業と自主事業を混同しないようにまとめた表を掲載しています。この自主事業の収支については、資料 12 の様式第 3 号の 2、収支予算書【自主事業分】に記入してもらいます。収益が見込まれる場合は、その収益の全部または一部を管理運営経費から差し引く提案ができるようにしております。

9 ページに、13. 申請者の資格、以降のページに指定管理者の義務、提出書類、複数の法人等が構成するグループで申請する際の留意事項を記載し、13 ページ下、17. 募集要項・指定申請書・様式等の配布ですが、配布期間は令和元年 7 月 16 日から 9 月 3 日とし、次ページ 18. 施設説明会及び質疑期間ですが、現地説明会を 7 月 23 日に実施し、質疑を 7 月 30 日まで受け付けます。15 ページに移りまして、19. 申請書受付は、8 月 5 日から 9 月 3 日とします。20. 選定について、次のページでは、21. 指定について、22. 指定管理者指定後の手続き等、23. 事務引継ぎについて、24. その他を記載しています。

続きまして、管理運営業務基本仕様書 (案) についてご説明いたします。資料 5 をご覧ください。指定管理者が行う業務について規定しております。3. 管理運営業務の内容をご覧ください。(1) 鍵屋資料館の調査研究展示業務、(2) 鍵屋資料館の利用その他入館制限に関する業務、次のページにまいりまして、(3) 利用料金に関する業務、(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務、(5) PR・企画業務、(6) その他必要な管理運営業務、(7) その他活用に関する事業とございます。これらの業務について、アスタリスクを付した業務については、全部もしくは一部を第三者に委託することはできないものとしております。各業務の詳細については、後ほどご説明いたします 8 ページ以降の「業務要求事項について」にございます。

仕様書の 3 ページ、6. 業務実施体制についてご説明します。(2) 人員配置の基本としまして、現在の管理運営体制を参考に、常時 4 人以上の人員を配置することとしております。ただし、繁忙期・閑散期に関して流動的な人員配置による効率的な運用を行うことは可能とします。内訳は、管理運営全般に従事する「管理運営担当職員」1 名、主に調査研究展示業務に従

事する「学芸職員」1名、受付、案内及び巡回、学芸補助、管理運営等に従事する「受付・事務担当職員」2名です。また、(3)の総括責任者についてですが、①に「現地において業務全体を総合的に監督し、教育委員会との連携調整を行う者として、管理運営担当職員もしくは学芸職員の中からあらかじめ教育委員会の承認を受けた総括責任者を1名配置すること。」としております。今回から、総括責任者は、指定管理者が雇用する常勤職員の中から選出することとしております。

なお、管理運営担当職員については、「本施設と同規模ないしそれ以上の規模の施設の管理運営業務の経験のあるもの」としてしております。

学芸職員については、「学芸員資格を持つもので、民俗文化財に詳しいものと近世史に詳しいものの複数とする。ただし週1日以上、複数の学芸員全員の勤務が重なる日を設けること」としてしております。基本的に1週につき開館日が6日ありますので、1日当たり1名以上の学芸員の配置基準を満たすためには、2名以上の学芸員が必要と考えます。2名以上の学芸員が入れ違いに勤務したのでは、調査研究や展示計画の打ち合わせもできませんので、「週1日以上、複数の学芸員全員の勤務が重なる日を設けること」という条件をつけております。

続きまして、8ページの「業務要項事項について」ご説明します。(1)鍵屋資料館の調査研究展示業務ということで、①②③と資料館としての核になる業務でございます。この中で、指定管理事業として必ず実施していただく展示や講座、イベントの回数を示しております。下線を引いてある部分になります。入館料の変更ということでご説明しましたが、小中学生とその保護者世代の方々に、資料館に来ていただき、文化財に親しんでいただきたいと考えておりますので、今回から小中学生と保護者を対象とした講座を年1回以上実施することという内容を加えております。これは③ウに当たります。

13ページをご覧ください。(7)その他活用に関する事業についてです。仕様書に基づいて実施する指定管理事業の他に実施することができる自主事業について、この部分で示しております。アでは、和風建築の特性を活かした事業、イでは、枚方宿歴史街道ゾーン全体の集客と賑わいを創出する事業を、鍵屋資料館の魅力を活かした講座やイベントを申請団体に自由に提案していただき、その内容を審査していただければと考えております。この部分で申請団体の特色が出てくるのではないかと考えております。

以上、募集要項及び基本仕様書についての説明とさせていただきます。

次に、**資料4**募集要項の後ろの方に添付しております、【別紙1】事業計画 確認事項一覧について、補足説明をさせていただきます。横長の資料で、縦に附箋を付けている部分です。この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているものでございまして、内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しております。申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置づけになります。委員の皆さんにご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではありませんが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で審査のご参考にしていただければと考えております。

以上でございます。

(会長) ただいま説明にありました募集要項と基本仕様書について委員の皆様からご質問やご意見などございますか。

どうぞお願いします。

(A委員) 前回の指定管理者選定委員会の際に、建物の修繕のところで提案事項が2つ大きなものがあったかと思います。ひとつが大広間の畳の入れかえと、もうひとつがLEDライトの取りかえで、畳の入れかえは実施されたと思うのですが、LEDライトの取りかえについては、当時、展示をしている部屋ではない箇所を中心にやっていく、それが大丈夫であれば展示スペースにも範囲を広げていくこともあるという話だったと記憶していますが、その後どうなっていますか。

(事務局) まず、LEDライトの取りかえですが、展示の照明を平成27年度、平成28年度の2年度にわたり実施しておりまして、全面替わっています。

(A委員) 問題なく替わっているということですか。

(事務局) はい、全て替わっております。大広間の畳の入れかえについては平成27年度に実施しておりますが、入れかえだけではなく、同時に、床面の不陸補修もしております。費用が大きかったため、不陸の調整については市が修繕料を負担し、雨戸の新設とともに実施しました。そのため、現在はきれいな畳ということですね。

(A委員) よほど大きなことがなければ大丈夫ということですね。

(事務局) はい。

(会長) 他にございませんか。お願いします。

(C委員) 細かい話で恐縮なのですが、支出のところの学芸員が、学芸員2人ということで、1人の方は週4日勤務ということで社会保険をつける。もう一人の人はもうちょっと少ないからつけないと、そういうことですか。

(事務局) そうですね。積算上、4日と3日というのが1つのパターンとなっております。1週当たりの開館日、6日間のうち、1日は勤務日が重なる仕様にしておりまして、4日勤務の方は、1週当たりの勤務時間で言いますと、社会保険には加入しないといけないということになっておりますので、社会保険料が1人につき、かなり金額がかかるということになります。

(C委員) それを同じ、4日と4日では金額的に大変なわけですね。

(事務局) そうですね。そのため積算上は4日と3日ということになっておりまして、提案の中で、4日と4日にするというのは可能なんですけども、その辺は額に反映されるということになりますね。積算上は4日と3日にしているという状況です。

(C委員) 実際に働いている学芸員からすると、多分、仕事内容は同じような負担になると思うんですね。日にちは一日違うにしても、ただ、その一日で差があるというのは切ない気がするのと、学芸員を送り出す身としましては同じような待遇があればいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) 今現在、鍵屋資料館では4日と3日で勤務しておりまして、以前は5日と2日という極端な勤務体制でした。ですから2日勤務の方は他にもかけ持ちの仕事があるとか、そういう場合もあって、それぞれのパターンになるのかなど。基本的に4、4ということではなく、今、現状この体制でまわっておりますので、4、3という積算をさせてもらっています。ただ、実際に4、4で業務をされる場合は、社会保険料が2人分かかってきますので、どうなるのか

などというのはありますけれども。

(会長) 他に何かございますか。

(A委員) 参加費収入のところでお伺いしたいのですが、前期の収入が37万4,900円でした。今期の積算根拠では54万9,595円ということで、17万5,000円ほど増額になっているわけですね。市の方で基本的に何回以上やってくれというような目安は出しておられると思うのですが、実際に収入が増えている原因というのは、その運営しておられる回数が増えたのか、それとも1回に参加されている参加者の数が増えているのか、どちらでこのような収入の差というのが出ているのでしょうか。業務の負担量というのが、前回と随分違うのかどうか、お伺いしたいのですが。

(事務局) 前回と今回の参加費収入の違いなんですけれども、収入が増えていますのは、回数が増えているということです。

人数は今すぐにはお示しできませんが、回数が増えていて、それなりに多くなってきていると見込んでおります。

(A委員) なるほど、それも含めて今回手当をしようということもあって、開閉作業もあると思うんですけど、常勤の方を1人入れられて、固めていこうということですね。

(事務局) そうですね。安定的な運営をするに当たって、やはり皆さん勤務時間が短い方であればちょっとお話すのもできないので、そういう形で核となる人を入れていきたいということになります。

(会長) 他に何かご質問、ご意見ございませんか。

(A委員) すみません。ちなみにですけど、現在の鍵屋さんの収蔵品の件数を教えていただけますか。もし今わかるようであれば。

(事務局) [参考資料4](#)の展示収蔵一覧表に記載しております。

(A委員) これですね。近年、寄贈とか、寄託みたいなものはあつたりしたんですか。

(事務局) 年に2、3件ぐらいは近隣の枚方宿のところですかから申し出があった場合に、学芸員が調査に行って聞き取りを行った上で、寄託なり寄贈、寄贈が多いですけども、頂いております。例えば鍵屋の大広間で結婚式を行ったときの昔の写真ですとか、それから戦時中に枚方宿で営業していたお菓子屋さんが北河内で共同経営をしていて、そのときに使っていた羊羹の箱などの戦時中ならではお菓子屋さんの経営形態がわかるようなものですとか、あとはお菓子をつくるような木型とか、そういったものはかなり大量にあるので、一部は展示ではなくハンズオンにも使えるように活用しますよ、という条件で頂いたりするようにしております。

(A委員) たくさんあるなら、使えるといいですよ。

(事務局) そうですね。確実に保存していくべき資料と、あとは数もたくさんあるので、展示や体験学習に活用できるような位置づけの資料というのを、近年は分けて頂くようにしております。

(A委員) ありがとうございます。

(会長) 他に何かございませんか。

それでは、募集要項と基本仕様書につきましては、ただいま説明がありましたとおりの案を了承いたします。

案件（3）③市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定基準について

（会長） 次の案件に移ります。次の案件は、「案件（3）の③市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定基準」を議題とします。

本件について、事務局の説明をお願いします。

（事務局） それでは、選定基準について、ご説明します。[資料6](#)選定基準（案）をご覧ください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体をご採点いただく際の基準となるものでございます。まず、1の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額の他、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。次に、2として本委員会の審議体制について、3として審議・採点の方法について、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、ご採点いただく旨を記載しております。次に、4として、選定結果の公表については、各申請団体に通知する他、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、裏面2ページをご覧ください。ローマ数字のⅡ、選定委員会における審議の内容について、ご説明します。まず、1. 内容審査でございますが、資料の4ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位として、2ページに記載のとおり、各委員にAからEまでの5段階で評価いただきます。仮に、全ての要求事項でA評価、満点を付けられた場合、委員1人当たりで120点満点となりまして、委員5名で合計600点満点となるものでございます。次に、ローマ数字のⅢ、指定管理料につきましては、資料2ページの下の方に記載している計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料（5年間分）の合計額のうち最も低い額を提示したものを満点の400点とし、2番目に低い額との差を400点から差し引きして点数化するものとしております。次に3ページ、ローマ数字のⅣ、総合評価についてですが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査600点満点と、指定管理料400点満点を、それぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式で行っていただいております。

恐れ入りますが、審査、採点方法にかかわる考え方等の詳細につきましては、[参考資料3](#)「資料6 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料によりご説明をさせていただきたいと存じます。[参考資料3](#)をご覧くださいませでしょうか。一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点600点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による400点満点の、合計1,000点満点とする総合評価方式でございます。指定管理料につきましては、最も価格の低い額を提案してきた申請団体を400点とし、その他の申請団体の得点化は、資料記載の計算式により、算出するものです。次に内容審査の600点満点につきましては、委員1人当たりの持ち点である120点が委員5人分で合計600点となるものです。この採点につきましては、資料1ページ目の下段に記載しております「選定基準」（抜粋）のとおり①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位として、AからEの5段階評価を行っていただくものとなっております。

資料の裏面2ページをご覧ください。採点に係る具体的な手順を記載しております。行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確

認事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているか、その概要とともに、事業計画本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、資料の3ページをご覧ください。行程②としまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただきます。なお、事業計画書の記載内容だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。その上で、まず、パターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしているにご判断された場合でございます。本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点のC評価であることが確定します。つきましては、続いて「加点事項」に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、「選定基準」(抜粋)におきまして、角の丸い四角で囲っております列に記載しております。申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容を全て満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1～3の加点事項が全て満たされている場合はA評価となり、一部が満たされている場合はB評価となるものです。

資料の4ページ目をお開きください。

次に、パターン②としまして、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。「確認事項」を満たしていない場合は、C評価とはならず、A評価やB評価にもなりません。つきましては、減点に係る評価である、D評価またはE評価のご判断をいただくものとなります。それぞれ、D評価は、「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、E評価は、「確認事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合としております。ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、D評価と思われていたものをC評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

次に、資料最下段にまいりまして、行程③といたしまして、最終的な評価をご確認いただきましたら、事務局において委員の皆様の採点結果と、指定管理料の提案額を得点化し、委員の皆様へ提示させていただきます。

以上が、審査、採点に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページ以降には、審査内容の採点と、得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様には、A～Eでご評価いただきますが、その得点化については、事務局にて行うこととしております。

次に、**資料6**にお戻りいただけますでしょうか。4ページから6ページにかけての「事業計画に関する内容審査」をご覧ください。

事業内容に関する内容審査で、要求事項、確認事項、加点事項、配点ウエイト、得点を記載しています。鍵屋資料館の管理運営に当たり、特に、2. 施設の経営方針に関する事項は、各要求事項が10%から15%と高い配点ウエイトで重要と考え、この部分の配点ウエイトの合計を60%と高くしております。

中でも、②施設運営に関する計画のイ) 5 ページ上段に記載の、施設の利用の向上に関する計画と、ウ) 資料の収集・保存・調査・研究・展示に関する計画は各 15%と高い配点としております。鍵屋資料館が歴史学習にどのように寄与できるのか、また一方で、江戸時代の船宿や、和風建築の特性を活かして、どのような自主事業を提案できるか、提案内容について工夫していただける箇所と考えております。自主事業の提案については、任意ですので、加点事項の「15. 主屋和室・別棟大広間等、和風建築の特性を活かした自主事業が提案されている、16. 利用促進と枚方宿・歴史街道ゾーン全体の集客と賑わいの観点から、鍵屋資料館にふさわしい自主事業が提案されている」としております。

また、3. 施設の管理に関する事項の①職員配置に関する計画について、運営は人が行うものであり、適正に人材を確保し職員配置ができてきているか、この部分についても配点ウエイトを10%と高くしております。

以上、指定管理者選定基準についての説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明のありました選定基準の内容について、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

(なし)

(会長) よろしいですか。

本件については、それではただいま説明がありましたとおりの選定基準に基づき選定を行うこととします。

案件(4) その他

(会長) 次に、「(4) その他」の事項について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 次回の「市立枚方宿鍵屋資料館教育委員会指定管理者選定委員会」は、9月10日火曜日、午後6時から市役所別館4階、この特別会議室にて開催させていただきたいと考えておりますので、ご出席のほど、よろしく願いいたします。また、施設の現地視察につきまして、ご希望がありましたら、次回の9月10日の選定委員会と同日の9月10日火曜日の、午後4時30分からどうかと考えております。委員の皆様のご希望をお伺いします。いかがでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。そうしましたらまた、ご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

もう一点、本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきます。

また、本日、お持ち帰りいただいても結構でございますが、その際は、次回の委員会にお忘れなくご持参いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

(会長) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、「市立枚方宿鍵屋資料館教育委員会指定管理者選定委員会」を閉会します。

委員の皆様には、長時間にわたり本委員会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。